

「新潟市条例と学校教育の在り方」

新潟市では、「障がいのある人もない人も共に生きる新潟市条例(仮称)」の制定が進められています。

本号では、この条例の検討委員会の座長を務めた新潟大学教育学部教授、長澤 正樹先生を講師としてお迎えした「特別支援教育管理職研修」からこの条例と学校教育のかかわりについてお知らせいたします。

二つの視点 「する差別」と「しない差別」

この条例は、「障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現」を目的に、市の責務や市民・事業者の役割を明確にするとともに差別を禁じています。

第1章総則において、「差別」とは、「不当な差別的行為を行うこと又は合理的配慮の不提供」と定義されています。

不当な差別的行為の禁止は言うまでもありませんが、「合理的配慮の不提供」も差別とされています。今後は、この2つの視点から学校教育をとらえていく必要があります。この二つの視点は、次のように整理できます。

- 不当な差別的行為:する差別
- 合理的配慮の不提供:しない差別

合理的配慮の不提供の具体例としては、

「聴覚障がいのある人に声だけで話す」、「視覚障がいのある人に書類

を渡すだけで読み上げない」、「知的障がいのある人に分かりやすく説明しない」ことは、障がいのない人には情報を伝えているのに、障がいのある人には情報を伝えないこととなります。

学校教育においては、

「合理的配慮の不提供:しない差別」の解消を目指していきます。

「合理的配慮」とは、同じく総則で「障がいのある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合、その実施に伴う負担が過重でない限りにおいて、その障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な変更、調整等を行うこと」とされています。

合理的配慮は、障がいのある人の権利であり、本人の努力を必要としないため、本人の努力を必要とする「障がい特性に応じた指導」とは異なります。

具体的には、視覚的な支援、拡大プリント、文章読み上げソフト、ノートテイク、座席の配慮、時間割りの調整、ワークシート、タスクカード、学習内容の変更・調整等が考えられます。



「新潟市条例における市立学校の義務」

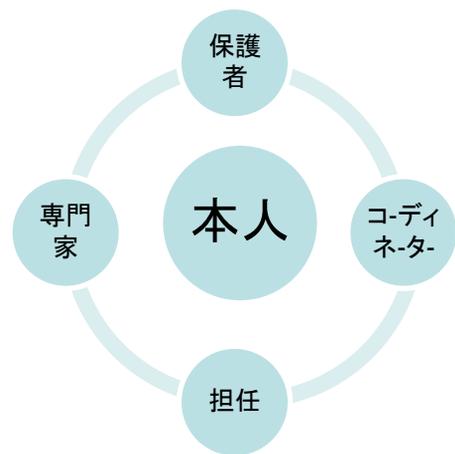
新潟市条例では、市立学校に次の4点を義務づけています。

- 1 障がいのある人がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、障がいのある人となない人が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容を及び方法の改善・充実を図ること。
- 2 障がいのある人となない人との交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解の促進を図ること。
- 3 教職員に対して障がいのある人への理解を深める研修を行うとともに、教職員の資質の向上を図ること。
- 4 「個別の教育支援計画」について、障がいのある生徒・児童を対象に策定し、個人に合った合理的配慮を把握するとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備すること。

今後は、合理的配慮が必要な児童生徒・保護者と学校が合意形成を図るために「個別の教育支援計画」の策定が求められます。

「個別の教育支援計画作成のポイント」

- 1 本人、家族の願いを中心に作成します。
 - 2 様式にこだわらず、便利さを追求しましょう。
 - 3 定期的に評価し、有効性を確かめます。
 - 4 支援計画を引き継ぎ、支援を続けます。
 - 5 右図のように支援チームを結成し、本人や家族を入れた支援会議を定期的にもちましょう。
- 個別の教育支援計画は、本人、保護者、学校が合理的配慮に関して、合意形成を図るためのツールです。
 - 個別の教育支援計画は、支援を保障し、継続するためのツールです。
 - 支援チーム、支援会議、個別の教育支援計画は三位一体です。



「合理的配慮と基礎的環境整備」

基礎的環境整備とは、合理的配慮の基礎となる環境を整備することです。

合理的配慮は「個」に対する支援であり、基礎的環境整備は、「全ての子ども」が学びやすいように支援をすることです。基礎的環境整備を充実させることで、合理的配慮も行いやすくなり、子どもたちの学びやすさも向上します。



基礎的
環境
整備

課題とまとめの提示
多様な学び方
スクールスタンダード、ユニバーサルデザイン など